

加領郷小学校 閉校跡施設利活用案



奈半利町
令和7年3月

(1) 利活用案及び改修案について

(2) 管理・運営について

(3) 今後のスケジュールについて

(1) 利活用案及び改修案について

令和2年12月4日に検討委員会が発足してから約4年、検討委員会をはじめ住民懇談会、アンケート調査などにより様々なご意見やご提案を頂戴してきました。その中でも1番多かったご意見は、「**災害発生時に避難できる場所としてもらいたい。**」でした。町としても、災害対策基本法第42条の規定に基づき奈半利町地域防災計画を策定し、加領郷小学校を指定避難所として登録しており、こういった利活用をしたとしても、有事の際は、地域住民の避難場所として利用することを念頭に置いています。また、その他のご意見としては、「**子どもたちの受け入れ施設**」、「**移住・定住を促進する拠点**」、「**高齢者の交流の場**」、「**体験型観光交流施設**」、「**宿泊施設**」など、防災だけの施設ではなく**日常でも利用できる施設**とするものが多くありました。令和6年11月には、地域住民や民間事業者からのこれまでのご意見やご提案を基に、利活用に関する基本方針が検討委員会を経て策定されたましたので、その方針に沿って以下の活動を実施したいと思います。

【活動案】

- ①**宿泊体験プログラム事業（子どもたちが学校では学べない教育の場の提供）**【メイン事業】
 - ②**宿泊事業（観光客等）**
 - ③**RVパーク事業（キャンピングカー客）**
 - ④**団体合宿受入事業（合宿、修学旅行等）**
 - ⑤**イベントの開催**
 - ⑥**食堂・カフェ事業（宿泊客、食事客）**
 - ⑦**食品加工事業**
 - ⑧**その他**
- ※次ページにイメージを示しています。

また、この活動を効率的、効果的に実施するために改修案（間取り等）のとおり施設整備を行い、持続可能な事業となるよう取り組みたいと思います。

防災拠点

地震や台風などの災害発生時に、地域住民が避難できる場所として機能します。平時には、防災に関するイベントやワークショップを開催し、防災意識の啓発に努めます。



地域活性化

地域の魅力を感じる体験プログラムと、地域産品を生かしたメニューを提供することで、観光客を誘致し、地域経済の活性化を目指します。



交流の場

研修やイベントを実施し、地域住民や観光客が集い、住民と来訪者との交流できる場を提供し、地域コミュニティの活性化を図ります。



※写真はイメージです。

全体図

災害等の有事の際には、施設全体が避難所として地元住民に開放されます。

▶複合棟

カフェ、食品加工場、研修ルーム、工作室など、様々な活動ができる複合棟では、地元住民や観光客が交流できます。



▶宿泊棟

体験宿泊客、一般観光客、研修参加者、自然体験参加者など、様々な方が快適に宿泊できるよう、和室、洋室、ドミトリーなど、様々なタイプの客室を用意し、一人旅からグループ旅行まで幅広く対応します。



▶駐車場兼RVパーク

通常はカフェ利用客の駐車場として利用されますが、予約時にはRVパークとしてご利用いただけます。



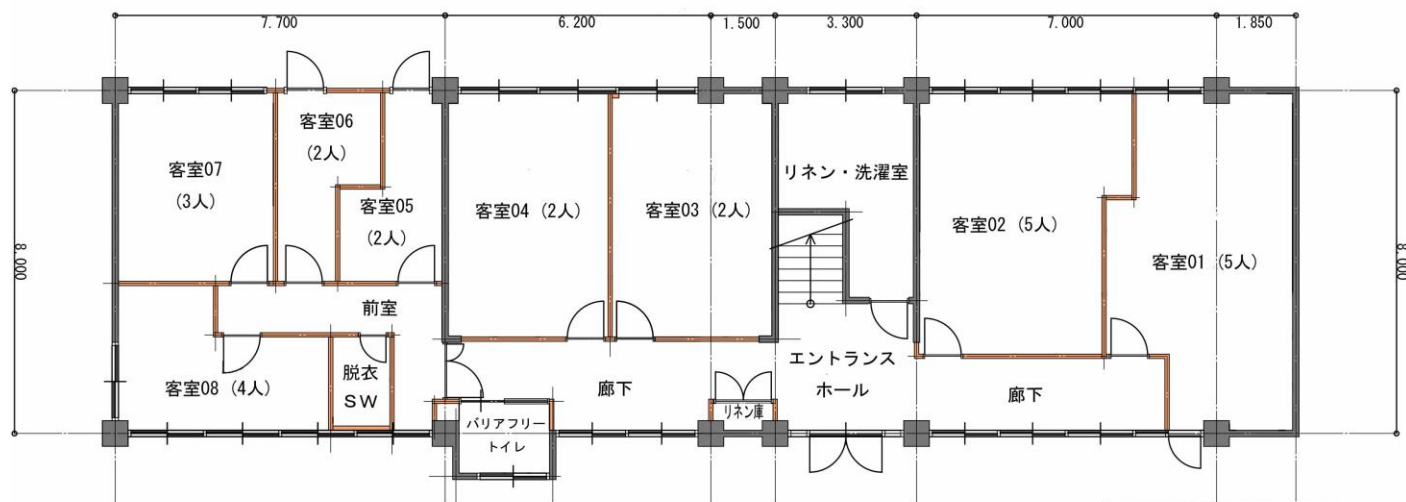
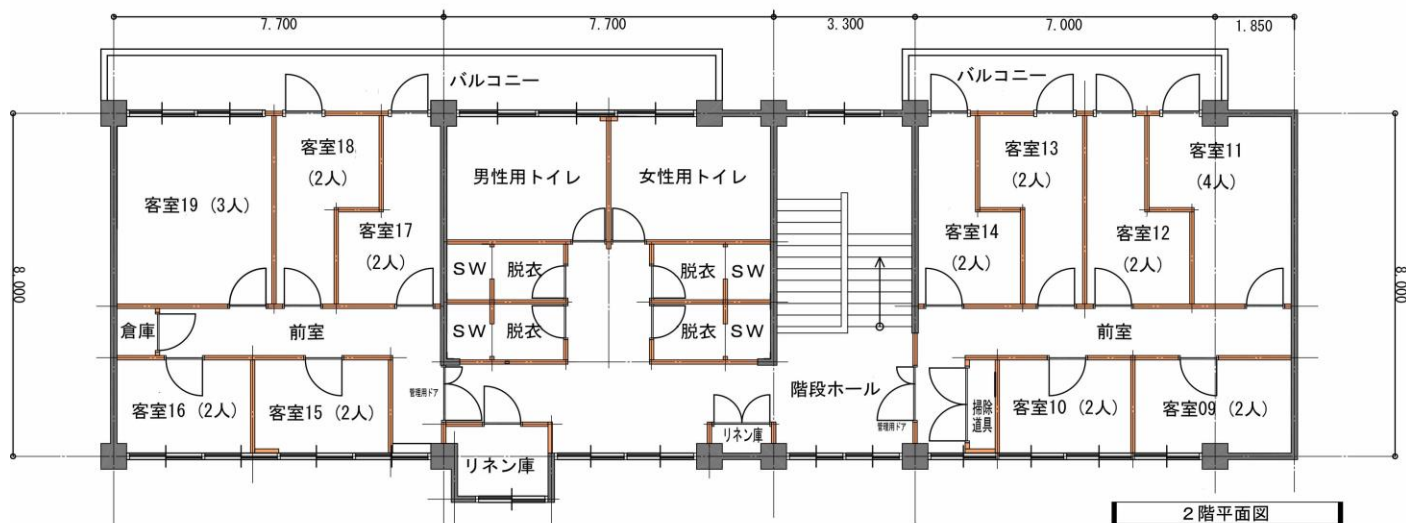
▶体育館

町内会や地域のイベント、サークル活動など、地域住民はもちろん町外の人が集まる交流の場として活用。



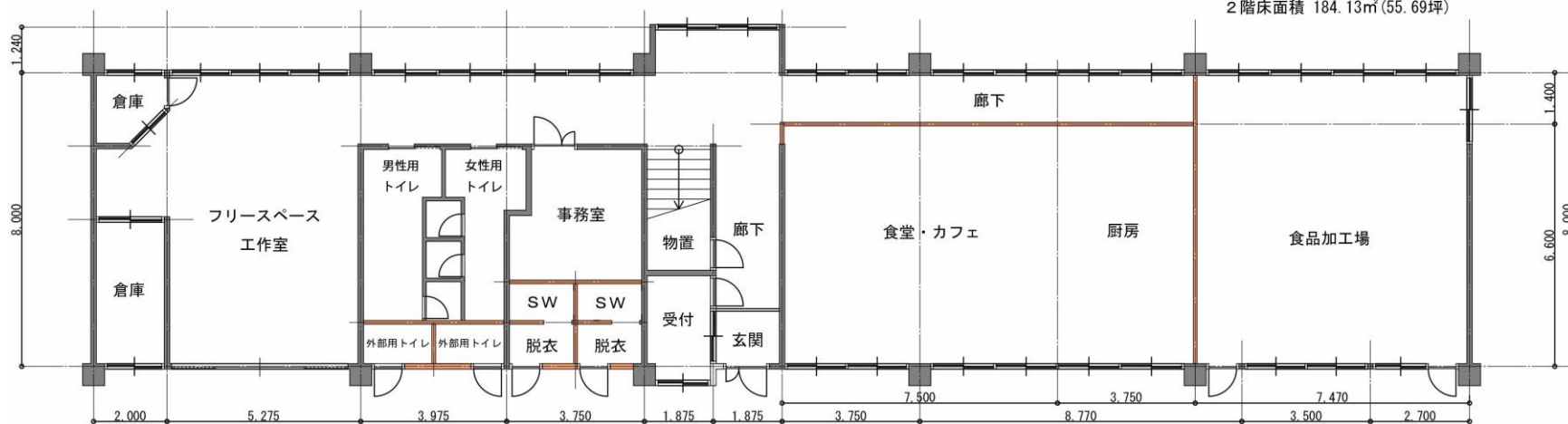
※写真はイメージです。

A：宿泊棟



※構造等の関係で実施設計の際に変更になることがあります。

B：複合棟（体験スペース・食堂・食品加工施設）



※構造等の関係で実施設計の際に変更になることがあります。

(2) 管理・運営について

整備した施設の管理・運営方法について検討する。

運営者について

直営

or

アウトソーシング

① 指定管理者制度による指定管理

② P F I 法による運営権制度による管理
(P F I のコンセッション方式)

※P F I 法とは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の通称

①と②の違いについて

区 分	指定管理者制度	公共施設等運営権制度 (コンセッション方式)
根拠法	地方自治法	P F I 法
運営者の募集方法	必ずしも公募によらない	公募による
契約期間	主に3～5年	15年以上の長期期間が可能
その他	・短期で運営者の変更が可能 ・長期的な視点から見た人材育成やノウハウの蓄積が行いにくい	・長期的な視点に立った経営が可能 ・運営権を担保とした資金調達が可能

表のとおり、指定管理者制度と比べてコンセッション方式の方が長期の視点でメリットが大きいことから、コンセッション方式による方法の検討を進めます。

(3) 今後のスケジュールについて

加領郷小学校跡施設利活用の検討が令和2年に開始され、これまで4年に渡り地元との協議・合意形成を重ねてきました。

今後については、以下のとおり計画的に手続きを進め、少しでも早く加領郷地区のにぎわいの創出、また、町全体の活性化につながるよう取り組みます。

No	時 期	内 容
1	令和7年2月	加領郷地区活性化計画・事業実施計画の提出（町→国（農林水産省））
2	令和7年4月	計画の認定（国→町） ※認定されなかった場合は事業化できない（1年以上延期）
3	令和7年5月	補助金の交付申請（町→国） ※設計に係る補助金
4	令和7年6月～12月	実施設計
5	令和8年2月	事業実施計画の提出（町→国）
6	令和8年4月	計画の認定（国→町） ※No. 2と同様
7	令和8年5月	補助金の交付申請（町→国） ※改修工事に係る補助金
8	令和8年6月 ～令和9年2月	改修工事
9	令和8年度中	運営事業者の選定（公募） ※PFI法による手続きの進捗により令和7年度に実施
10	令和9年3月	プレオープン
11	令和9年4月	オープン